

消費税引上げに伴う機構の基本貸付料及び譲渡代金の税率について

区分	貸付開始時期	貸付期間			適用税率	
		平成16年1月1日	平成26年4月1日	平成27年10月1日	基本貸付料	譲渡代金
売買取引リリース (平成十六年以降)	平成16年1月1日 ～ 平成26年3月31日				5%	
	平成26年4月1日～平成27年9月末				8%	
	平成27年10月1日～				10%	
賃貸借取引リリース (平成十五年以前)	平成15年12月31日以前				5%	
					5%	8%
					5%	10%